



益田市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成 30 年 6 月改定

島根県益田市



益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 目次

第1章 実行計画策定の背景	1
1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
第2章 益田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定の基本的事項	2
1 事務事業編策定の法の中での位置付け	2
2 事務事業編策定の目的	2
3 計画の対象とする事務及び事業の範囲	3
4 対象とする温室効果ガスの種類	3
5 事務事業編の計画期間、基準年度	4
第3章 益田市役所の温室効果ガスの排出量の現状と削減目標	5
1 これまでの実績	5
2 基準年度 2013 年度(平成 25 年度)における温室効果ガスの排出状況	6
3 益田市役所の温室効果ガス排出量の削減目標	7
第4章 事務及び事業での温暖化防止に向けた取組	9
1 取組の基本方針	9
2 取組項目	9
第5章 益田市地球温暖化対策実行計画の進捗管理の仕組み	17
1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編、事務事業編)の推進体制	17
2 実行計画(事務事業編)の実施状況の点検及び公表	17
参 考 資 料	18

◆益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）◆

第 1 章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらします。

地球温暖化による気候の変動の影響としては、農業分野においては、一例をあげると水稲の一等米比率の低下が予測され、自然災害分野においては、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加や大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発化・迅速化が予測されています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定の中では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

パリ協定を受け国内では、平成 27 年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26%減とする「日本の約束草案」を決定しました。26%削減の達成のためには、地方公共団体の事務・事業に伴う温室効果ガス排出の多くが該当する「業務その他部門」は、約 40%の大幅削減が必要とされました。

平成 28 年 5 月 13 日には、政府が「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。「地球温暖化対策計画」は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 8 条第 1 項に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。

第2章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定の基本的事項

1 事務事業編策定の法の中での位置付け

本計画（事務事業編）の策定については、地球温暖化対策推進法第21条第1項で「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。」と規定されています。

2 事務事業編策定の目的

益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、益田市（学校施設を含む。以下「本市」）の実施している事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に積極的な役割を果たすことで、住民や事業者への取り組み拡大を進め、本市自らが率先して地球温暖化防止に配慮した事務及び事業を実行していくために策定します。

これまで、事務事業編を平成19年2月に策定し、平成25年7月に改定を行い、本市の温暖化対策を実行に移してきました。

目標達成状況等を踏まえ改めて目標等を設定することとします。今回の改定では、国で示された新たな目標等を踏まえた改定を実施します。

本市では平成29年6月「益田市クールチョイス宣言」を行いました。クールチョイス宣言とは、温室効果ガスの排出を削減し、豊かな自然を守るために、温暖化対策に繋がるあらゆる賢い選択を実施することです。本市自らが、「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、温暖化対策に主体的に取り組むこととしており、庁内の事務事業を実施する際にも賢い選択を進めていきます。



なお、区域施策編については、市民や事業者を含む益田市全体の地球温暖化防止に向けた計画です。目標年度は2020年（平成32年度）と計画期間中です。今後、改定を検討することとします。

3 計画の対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象とする範囲は、本市自らが実施する事務及び事業全般とします。本市の庁舎・各支所・学校と教育委員会・各地区振興センターなどの施設から排出される温室効果ガスを対象とした削減計画です。

なお、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等については、対象外としますが、可能な限り、温室効果ガスの排出削減等の取組（措置）を講ずるよう、受託者等に対して必要な協力を要請し把握に努めていきます。

4 対象とする温室効果ガスの種類

本計画（事務事業編）の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類を主な対象とします。本市の事務及び事業に該当しない若しくは対象とすることが適当でないものは除外します。

温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量のうち、76.0%を占め影響の大きい二酸化炭素の排出削減に重点を置き取り組みを進めていきます。（出典：IPCC 第5次評価報告書 各種ガスの排出量 2010年の割合）

温室効果ガス種類		人為的な発生源	地球温暖化係数
対象ガス	二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。	1
	メタン (CH ₄)	自動車の走行、燃料の燃焼等により排出。	25
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、燃料の燃焼等により排出。	298
対象外	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵・空調機器の冷媒等に使用され、製品の製造・廃棄時等に排出される。	1,430
	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄等に排出される。	
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングなどに用いられる。	

※平成 27 年 3 月 31 日改正政令第 135 号 温室効果ガスの種類追加及び各地球温暖化係数の一部改正あり。

5 事務事業編の計画期間、基準年度

(1) 計画期間

本計画の期間は、2030年度末までとします。

事務事業編は、国の地球温暖化対策計画に即して策定することが義務付けられています。そのため、国の地球温暖化対策計画に即して、2030年度末までを計画期間とします。計画開始年度は、2018年度からとします。

ただし、目標年度（2030年度）に至る計画期間内においても、庁内組織体制等の大幅な変更や、計画の進捗状況及び地球温暖化技術の進歩などを踏まえて、必要に応じ改定を実施することとします。

計画開始年度から一定期間（概ね5年程度）ごとに計画の見直しを検討することとします。

(2) 計画の基準年度

本計画の基準年度は、2013年（平成25年度）とします。

本計画の基準年度についても、国の地球温暖化対策計画に即した期間とします。

第3章 益田市役所の温室効果ガスの排出量の現状と削減目標

1 これまでの実績

これまで温室効果ガスの削減のため、2016年度（平成28年度）における温室効果ガスの排出量を、基準年2005年度（平成17年度）の排出量2,347 t CO₂対比で、6%削減する目標を掲げ取り組んできました。直近4年の実績は次表のとおりです。

2016年度（平成28年度）の温室効果ガスの排出量は2,482 t CO₂となり、2005年度（平成17年度）比では、5.78%の増加となり目標達成には至っていません。

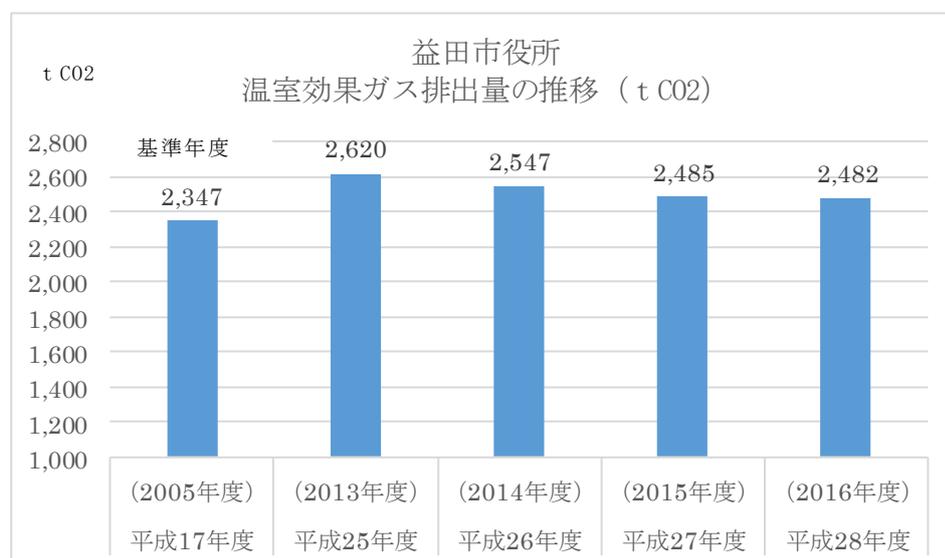
平成17年度と比較すると対象施設の増加（イーガ等）と、温室効果ガス排出量を計算する際の電気の排出係数の上昇（平成17年度0.555→平成25年度0.719）により目標は達成できていない状況となっています。

排出係数の変化が少ない平成25年度以降は毎年減少しています。特に、平成26年8月から平成27年5月末までに実施した市役所本庁舎耐震化工事に合わせ、より節電効果の高い設備や機器（ペアガラス、LED照明、省エネタイプのエアコン）の導入を実施したことにより、平成27年度は平成25年度比5.15%の削減効果を得ることができました。

今後はより高い目標達成に向け、温室効果ガス削減に向けた取り組み実行が必要といえます。

益田市役所の温室効果ガス排出量の推移（基準年度及び直近4年）

年度	平成17年度 (2005年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
排出量 (t CO ₂)	2,347	2,620	2,547	2,485	2,482
削減率 (%)	基準年	+11.65%	+8.54%	+5.88%	+5.78%



2 基準年度 2013 年度(平成 25 年度)における温室効果ガスの排出状況

今回の改定により基準年度となる 2013 年度（平成 25 年度）の市役所の事務・事業における項目別使用量及び使用量に基づき算出した温室効果ガス排出量は次のとおりです。

基準年度 2013 年度（平成 25 年度）項目別の使用量・温室効果ガス排出量

項目	使用量	排出量 (kg CO2)	内訳 (%)	対前基準年 比削減率%
電気	2,492,683 kwh	1,792,239.0	68.4	30.20
灯油	115,674ℓ	289,620.6	11.1	△29.22
ガソリン	98,016.3ℓ	227,397.8	8.7	△9.57
A 重油	73,205 ℓ	199,811.5	7.6	77.21
軽油	39,899.7ℓ	102,941.2	3.9	△41.44
L P G	25,575.5 m ³	7,737.0	0.3	△62.69
合計		2,619,747.1	100.0	11.65

項目別の温室効果ガス総排出量は、電気の使用によるものの割合が大きく、全排出量の 68.4%を占めており、次に灯油が 11.1%を占めています。電気の使用による温室効果ガス排出量については、前基準年に比較して増加しているため、重点的かつ集中的な取り組みが必要です。

種類別の温室効果ガス総排出量は次表のとおりで、二酸化炭素が大きな割合を占めます。

基準年度 2013 年度（平成 25 年度）種類別の温室効果ガスの総排出量（単位：kg CO2）

種類	基準年度 2013 年度 (平成 25 年度)	内訳 (%)
温室効果ガス総排出量	2,619,747.1	100.00
二酸化炭素	2,616,718.1	99.89
メタン	858.9	0.03
一酸化二窒素	2,170.0	0.08

基準年度 2013 年度（平成 25 年度）の施設別電気使用量の前基準年度（平成 17 年度）対比の削減状況は次のとおりです。施設数の多い学校の占める割合が大きくなっています。

各学校においては、既に廊下の消灯など節電対策を実施しておりますが、勤務時間の延長、生徒へのパソコン配布、保健室等へのエアコン設置がこの要因と推測されます。

基準年度 2013 年度（平成 25 年度）の施設別電気使用量 (単位：kWh)

年 度	本庁、分館 福祉事務所	総合支所	地区振興 センター	学 校	その他	合 計
平成 17 年度	651,885	252,234	172,006	1,272,291	132,566	2,480,982
平成 25 年度	589,383	193,804	203,889	1,364,223	141,384	2,492,683
削減率 (%)	△9.59	△23.16	+18.54	+7.23	+6.65	+0.47
使用割合 (%)	23.6	7.8	8.2	54.7	5.7	100

※その他は、給食調理場、人権センター、イーガ。

※削減率は使用量削減率で、排出係数を乗じた温室効果ガス排出量削減率とは異なります。

3 益田市役所の温室効果ガス排出量の削減目標

事務事業編で期待される目標水準としては、国の地球温暖化対策計画に定められた 2030 年度の削減目標に沿ったものが求められています。本市の事務事業編でも、国の地球温暖化対策計画を踏まえて、温室効果ガスの削減目標を設定することとします。

よって、エネルギー起源 CO2 排出量の「業務その他部門」の国の目標である「2030 年度に 2013 年度比で 40%削減」を本市の事務事業編の目標として掲げます。

目標達成に向けては、温室効果ガスのうち多くを占める二酸化炭素の排出削減に重点を置き、そのうち使用量の割合も高い電気使用量の削減を重点的に進めていきます。

目標達成のためには、前年度と比較し年 3.1%以上の削減が必要となります。

益田市役所の温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度	2013 年度(平成 25 年度)
計画期間 (13 年間)	2018 年度(平成 30 年度)～2030 年度
削減目標	温室効果ガス排出量を、基準年度対比で 40%削減する。

益田市役所の温室効果ガス排出量の削減目標数値

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	2,620 t CO ₂	1,572 t CO ₂
削減率	—	40%

第4章 事務及び事業での温暖化防止に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガス排出削減に取り組む基本的な方針は次のとおりです。本市の未来の環境のため、「クールチョイス」を合言葉に取り組みを進めます。

電気、燃料、水等の使用量、廃棄物の発生量を抑えることで、事務経費の削減につながります。

(1) 省エネルギー・省資源行動の実践

本市の事務事業推進にあたっては、省エネルギー、省資源行動を意識し、職員一人一人が自覚を持って実践していきます。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律により、本市は、特定事業者指定されているため、中長期的に年平均1%以上の省エネルギー化を求められています。

(2) 公共施設等の省エネ化の推進

温室効果ガスの削減のための行動だけでなく、公共施設及び設備の省エネ化を進めます。

(3) 再生可能エネルギーの利用促進

環境負荷の少ない再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス等）の利用を進めます。

(4) 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進

本市の事務事業から排出される廃棄物の発生を抑制し、再資源化を進めます。

(5) その他の取組

その他様々な場面において、環境に配慮した取り組みを進めます。

2 取組項目

温室効果ガスの排出量削減のため、次に示す具体的な取組項目について、自主的かつ積極的な取り組みを行います。

なお、取り組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案して取り組みます。

方針 1 省エネルギー・省資源行動の実践

(1) 電気使用量を削減する取組

電気は本市が使用しているエネルギーの内、最大のものであり、これを削減することが温室効果ガスの削減に大きく寄与します。

公共施設、庁舎での節電をより一層徹底するため、一人ひとりが意識して節電に取り組めます。

① 機器の導入について

機器の更新時には、節電・省エネ器具を導入する。

a. OA 機器

○国際エネルギースターロゴ表示機器等のエネルギー効率の高い製品の優先的な導入を図る。

○エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進を行う。

b. 照明機器・電機製品

○最小限の機器購入の推進に努める。コピー機については、共有利用により、最小限の導入に努める。

○広さにあった適正規模の機器の導入に努める。

○屋内及び屋外照明について、電球形蛍光ランプや LED 照明等の高効率照明への更新を進め、高効率で省エネルギー型照明製品を導入する。また、人感センサーを導入する。



出展：環境省 あかり未来計画より

○設備規模に応じて二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器・空調等の効率的機器設備の活用を図る。

②機器の使用について

不要な照明や機器については、電源をオフする。

a. 屋内外照明機器

- 不要な照明は消灯すること。明るさに応じて窓際消灯を行う。
- 昼休みは、窓口業務を除き原則として消灯する。
- 廊下、階段等の共有部分の照明は支障にならない範囲で消灯する。
- 超勤する場合は、業務に支障のない範囲で部分消灯をする。
- 照明器具の清掃を実施する。
- 学校については、授業時には廊下の消灯をする。
- 6月の夏至の日と7月7日（クールアースデー）には、ライトダウンキャンペーンに取り組むため、夜間の市施設の屋内外の照明の消灯を実施する。

b. 事務機器

- パソコン・プリンターは昼休みで使用しない場合は電源をOFFにする。
半日以上、離席する場合は、電源をOFFにする。
- 昼休みなど使用しないコピー機等の省電力モードを励行する。
- テレビ等電化製品の台数の節減を図る。
- シュレッダーは、使用する場合のみ電源を入れる。
- 長時間、電化製品を使用しない場合は、コンセントを抜き待機電力を削減する。
- スイッチ付き0Aタップ（エコタップ）の活用をする。
- コピー機器使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。

c. 空調機器

- 冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時20℃に設定する。
- 公共施設に設定温度を表示することで、徹底して実施する。
- 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- 空調機器は、運転使用時間の繰り上げによる予冷熱利用し、使用後は必ず運転を停止する。
- 冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹き出し口の周囲には物を置かないようにする。
- 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用する。

○エアコンのフィルター清掃をこまめに行う。

○春秋等の冷暖房を長時間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いて待機電力を削減する。

○定期的な保守点検、フィルター等の定期的清掃により性能を維持する。

d. その他

○夏季は、暑さをしのぎやすい軽装（クールビズ）を励行し、冬季は、重ね着（ウォームビズ）をする等、着衣を調整し、冷房、暖房の使用を抑制する。

○毎週水曜日は、ノー残業デーとする。水曜日以外も計画的・効率的事務による時間外勤務の短縮を進める。

○日光の遮断効果と植物が水蒸気を放出する蒸散作用のある緑のカーテンの利用や屋上の緑化を促進する。

○エレベーターの利用は、外来者及び荷物等運搬を中心とし、職員は極力階段を利用する。

○電気ポットの保温機能は使用しないで、魔法瓶やマイボトルを活用する。

(2) ガソリン使用の削減

①購入について

○低燃料車（電気自動車、ハイブリット車等）の導入に努める。

○更新時においては、可能な限り排気量の小さい車を選択する。

○公用車の使用実態等を精査し、台数の削減に努める。

②使用について

○経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないエコドライブを実施する。

○アイドリングストップ実施し、暖気運転を抑制する。

○近距離の移動には、可能な限り自転車等の利用に努める。

○公用車の一元管理等による公用車の効率的な運用を行うとともに、利用時間、行き先等の調整が可能な場合、乗り合わせて利用する。

○車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、整理を心がける。

○タイヤ空気圧の調整等の定期的な点検や整備を励行する。

○通勤・出張時、公共交通機関を極力活用する。

(3) 灯油使用の削減

灯油は館内暖房に補助的に使用されています。

- ストーブが不必要の際にはこまめに消火し、使用時は火力を調整して使用する。
- やむをえず機器を購入する際には省エネルギー対応のものとする。
- 暖房は、来客用、匹見総合支所を除き共通暖房設備の使用のみに心がけること。
- 木質チップなど地域資源を活用した暖房機を活用する。

(4) L P Gの使用削減

L P Gは給湯時、給食センターの調理時に使用されています。

- ガス瞬間湯沸器の種火は、使用時以外は消すようにすること。
- やむをえず機器を購入する際には省エネルギー対応のものとする。
- ガスコンロを使いお湯を沸かす際は、火の強さを「強火」ではなく「中火」とする。

方針 2 公共施設等の省エネ化の推進・方針 3 再生可能エネルギーの利用促進

本市が新築・改築・修繕を行う建築物（付帯設備含む）については、消費電力等の削減を図るため、次の取り組みを実施します。

(1) 【建築物の新築・改修・修繕時の設計・施工について】

- 建築物の新築・改修（耐震化工事含む）・修繕は、使用エネルギー削減の効果が高いため、省エネや温室効果ガス削減に配慮して実施する。
- 建築物の高断熱構造化や採光・通風の最適化に努める。
- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電・太陽熱利用、バイオマス等を利用するための整備を行い、再生可能エネルギーの利用を進める。
- 建築物の屋根や遊休地等の貸出しを進め、再生可能エネルギーの利用を促進する。
- 益田市木材の利用促進に関する基本方針に基づき、公共建築物等に木材の積極的な利用を進める。
- 施設の規模・用途に応じた高効率な空調・給湯機器、エレベーター、照明機器の導入を進める。
- 空調機器の更新の際には、規模や用途、利用形態を考慮し最適な空調設備を導入する。
- 各種制御システムの採用に努め、消費電力の低減を図る。
- 機器のレイアウトへの配慮、個別冷暖房、照明が可能なシステムの導入に努める。

- メンテナンスしやすい構造・設備に整備する。
- 施設を新設する際には、可能な限り敷地内緑化に努める。
- 建築資材の選定には、耐久性と再利用を考慮して行う。
- 型枠については、熱帯材以外の型枠(鋼製型枠など)の利用を検討する。
- 施工に当たっては、可能な限り合理化を図り、エネルギーの有効利用に努める。
- 変圧機の更新は、エネルギー損失の少ない変圧器への更新を実施する。
- 民間企業等との連携による ESCO 事業等の導入を検討する。
- 廃熱利用を検討する。

(2) 【建築物の維持管理について】

- 維持管理に当たって、制御システムの効率的、経済的運用に努める。
- 植え込み等の適切な維持管理を図る。

(3) 【建築物の解体・廃棄等について】

- 建築リサイクル法に沿って実施する。

方針 4 廃棄物の排出抑制、再資源化の推進

本市が排出するごみを抑制し、ごみ分別の徹底によりリサイクルを進め、市民の模範となるよう行動します。また、物は大切に繰り返し使用します。

- 廃棄物排出抑制のため、物の適正管理を実施し、適量を購入する。
- 可燃ごみ、埋め立てごみ等を極力出さないように、常に心がける。
- 職員個人用ゴミ箱をできるだけ撤去し、ごみの分別を徹底する。
- 両面印刷や集約印刷、個人情報管理に留意して出来るだけ裏面印刷を徹底し紙使用量を削減する。
- 印刷物や配布資料の種類やページ数、発行部数の適正化に努める。
- 関係機関等の相互の文書の送付にあたっては、使用済封筒を再活用する。
- 資料の電子情報化と共有化、会議等でのペーパーレス化を進める。
- ファイル類や備品を再利用するため、全庁掲示板等を活用し有効活用する。
- 文具等を机の引き出しに入れて眠らせるのを防ぐため、机の中を整理する。
- 廃棄物から再生した再生材料を使用した再生紙などの再生品を活用する。
- 購入する製品は、包装が簡易なものを優先的に購入する。
- プリンターのトナーカートリッジなどの消耗品は、詰め替え可能な製品を購入する。
- 事務用品、備品等は大切に使用し、適時修理を行い長時間使用するよう努める。

- 職員の参加する宴会等においては、食べ残しをなくすため「3010 運動」を推進する。
- 排出されるごみは分別ボックスにより分別し、ごみの減量化やリサイクルを推進する。
 - ・新聞、ダンボール、コピー用紙、シュレッダーごみ、古本雑誌の分別を徹底し、リサイクルを行う。
 - ・缶、空き瓶、ペットボトルについて、分別を徹底しリサイクルを行う。
 - ・クリップ、ホッチキスの針、カッター、はさみ刃物類の小型金属類もリサイクルを行う。
- 市の主催するイベントでは、使い捨て容器の廃棄削減のため、リユース食器の活用を務める。
- 一般廃棄物の処理過程においても、可能な限り低炭素化に向けた取り組みを進める。施設の更新の際には、高効率な施設・設備の導入を推進する。

方針 5 その他の取組

(1) 物の購入時の取組

- 無駄な物品を購入しないように、適切な物品の管理を行う。
- エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルのついた製品を購入する。

<環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベル>

- 国の環境物品等の調達に関する基本方針に基づき、グリーン購入を行う。
- 買う時に環境を考えて作られたもの（原材料がリサイクルされているもの）を選ぶ。

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

(2)ノンフロン製品の選択

○空調機器等の導入にあたり、ノンフロンや地球温暖化係数の低い冷媒のものを選ぶように努める。

(3)水使用に関する取組

○節水を心がける。

○手洗い及び水洗トイレで使用する水量を必要最低限とするよう栓を調整し使用する。

○新築、改築時には、節水型機器を導入する。

(4)森林吸収源対策

○市有林を、間伐等による適切な管理を行い、持続可能な森林経営を進めることで、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化の対象とする。

○備品等（看板、名札等）においても木材の積極的な利用を進める。

○間伐材の利用促進する仕組みを構築し、木質バイオマス燃料としての活用を進める。



第 5 章 益田市地球温暖化対策実行計画の進捗管理の仕組み

1 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進体制

(1) 益田市地球温暖化対策推進本部

「益田市地球温暖化対策推進本部」において計画の着実な推進及び計画の見直しを行います。

(2) 職員に対する研修等

温暖化防止に繋がる個々の取組みを職員が率先して自発的に推進するためには、職員への意識啓発が不可欠です。

実行計画を職員研修等の機会を通じ周知徹底を図るとともに、定期的な庁内 LAN 掲示版等において進捗状況等の報告を行い、職員の環境意識向上を図ります。

周知の際は、地球温暖化の現状や対策を分かりやすく伝える工夫を実施し周知することで、職員自らの行動を促します。

2 実行計画(事務事業編)の実施状況の点検及び公表

実行計画に沿った行動が継続的に行われているか、取り組み状況を定期的に把握します。必要に応じてヒアリング等により状況把握を行い、改善に向けた取り組みを検討します。

地球温暖化対策推進法第 21 条第 10 項に基づき、毎年 1 回、実行計画の実施状況及び温室効果ガス排出量を、益田市のホームページ、印刷物等で公表していきます。

実行計画の取り組み実績などを取りまとめて環境審議会等に報告し、点検・評価に外部チェック機能を導入することとします。

なお、実行計画の取り組み実績などの取りまとめは、事務事業編で使用する電気事業者別排出係数が、翌年度の 12 月末に発表されるため、翌年度の 2 月末までに実施することとします。

【参 考】

計画基準年度 2013 年（平成 25 年度）温室効果ガスの総排出量の算出方法

温室効果ガスの総排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法行律施令」（平成 11 年政令第 143 号）に定める排出係数を用いて算定します。

温室効果ガス排出量（t CO₂）＝各使用量×単位当たりの二酸化炭素の排出量
平成 25 年度の「単位当たりの二酸化炭素の排出量」については、次のとおりです。

「二酸化炭素 CO₂ の場合」

ガソリン使用量（L） × 2.32 = k g -CO₂

軽油 使用量（L） × 2.58 = k g -CO₂

灯油 使用量（L） × 2.49 = k g -CO₂

L P G 使用量（k g） × 3.00 = k g -CO₂

A 重油 使用量（L） × 2.71 = k g -CO₂

電気 使用量（k W h） × 0.719 = k g -CO₂

※軽油の排出係数については、平成 22 年 3 月に変更され、2.58 となっています。

※電気使用量の排出係数は、「実排出係数」と「調整後排出係数」と呼ばれる 2 種類の排出係数があります。事務事業編で使用する電気の排出係数は、地球温暖化推進法施行令に基づき毎年告示される「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）」を使用します。調整後排出係数は使いません。

「メタン CH₄ の場合」

各使用量×排出係数×地球温暖化係数 21=温室効果ガス排出量 kgCO₂ (CO₂ 換算値)

灯油 使用量（L） ×0.00035 = 温室効果ガス排出量 kg-CH₄ ×21

L P G 使用量（k g） ×0.00023 = 温室効果ガス排出量 kg-CH₄ ×21

「一酸化二窒素 N₂O の場合」

各使用量×排出係数×地球温暖化係数 310=温室効果ガス排出量 kgCO₂ (CO₂ 換算値)

灯油 使用量（L） ×0.000021 = 温室効果ガス排出量 kg-N₂O ×310

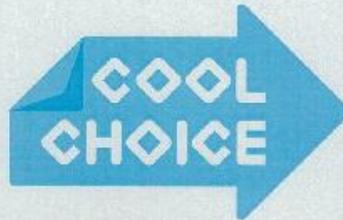
L P G 使用量（k g） ×0.000005 = 温室効果ガス排出量 kg-N₂O ×310

A 重油 使用量（L） ×0.000063 = 温室効果ガス排出量 kg-N₂O ×310

※なお、地球温暖化係数については、平成 27 年度排出量算定分から変更されています。

地球温暖化係数とは、温室効果の度合いを、二酸化炭素を 1 として、その他のガスが単位重量当たりどの程度かを示すものです。排出係数は、数値の改定に注意。

【 益田市 COOL CHOICE 宣言 】



未来のために、いま選ぼう。

益田市は、
私たちの明日の暮らしと
子供たちの未来の地球環境を守っていくために、
温暖化防止活動「COOL CHOICE」を推進します。

- 例えば、クールビズ・ウォームビズという「選択」
- 例えば、省エネ機器に買い替えるという「選択」
- 例えば、公共交通機関や自転車を利用するという「選択」
- 例えば、地産地消の商品・サービスを購入するという「選択」

あなたの賢い選択は、地球の未来を救います。

平成29年6月30日

益田市長 山本浩章

益田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

発 行 島根県益田市

編 集 福祉環境部環境衛生課

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

Tel (0856) 31-0232 FAX (0856) 31-1139

ホームページアドレス <https://www.city.masuda.lg.jp/>

発行年月 平成30年6月改定発行